	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	令和8年3月31日（火） 号外第25号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（11）（会計指導課）・・・7 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （12）（人事企画課）・・・9 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（13）（〃）・・・11 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（14）（〃）・・・12 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 （15）（感染症対策センター）・・・28 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（16）（障がい福祉課）・・・29 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則 （17）（〃）・・・30 鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（18）（子ども発達支援課）・・・34 鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 （19）（くらしの安心推進課）・・・37 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則（20）（〃）・・・40 鳥取県産業未来共創条例施行規則の一部を改正する規則（21）（立地戦略課）・・・43 鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 （22）（農地・水保全課）・・・46 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （23）（水産振興課）・・・48 鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則 （24）（漁業調整課）・・・50 鳥取県会計規則の一部を改正する規則（25）（会計指導課）・・・57
-------	---

## 公布された規則のあらまし

## ◇地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

## 1 規則の制定理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の規則中引用する地方自治法の条項を改める。

ア 鳥取県会計規則

イ 鳥取県会計管理部組織規則

ウ 鳥取県天神川流域下水道事業財務規則

(2) 施行期日は、令和8年9月24日とする。

## ◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

県立中央病院の内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正

政治的行為が制限される職から病院局の健診室及び内視鏡室の室長を削る。

(2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

任免に知事の同意を要する主要な職員から健診室及び内視鏡室の室長を削る。

(3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

## ◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

現業職員の特殊勤務手当について、職員の特殊勤務手当に関する条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当に準じて改める。

## 2 規則の概要

(1) 放射線取扱手当を放射線取扱等業務手当に改める。

(2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

## ◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

人口減少対策に立ち向かう体制を整備するための鳥取県行政組織条例の一部改正に伴い、また、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改めるとともに、新たな職を設置する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 人口戦略推進本部に人口戦略課を置き、同課内に産業クラスター室を置く。

イ 令和の改新戦略本部政策戦略局総合統括課内にぼうさいこくたい等推進室を置く。

ウ 令和の改新戦略本部政策戦略局に協働参画課を置く。

エ 輝く鳥取創造本部中山間振興統括局を廃止する。

オ 地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課内に国民スポーツ大会・全国障がい者スポーツ大会準備室を置く。

カ 生活環境部自然共生社会局自然共生課内にネイチャーポジティブ推進室を置く。

キ 農林水産部農業振興局鳥獣対策課内にクマ対策室を置く。

- ク 県土整備部技術企画課内に県土強<sup>とん</sup>靱化戦略室を置く。
- ケ 内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。
- (2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正
  - 職員の職について、次のとおり改める。
  - ア 新設する職
    - 職業訓練指導主幹及び介助主任
  - イ 廃止する職
    - 令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、総局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長及び大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長
- (3) 現業職員の給与に関する規則の一部改正
  - 介助主任の職の新設に伴い、級別職務分類表の3級に介助主任の職務を加える。
- (4) 鳥取県行政組織条例の一部改正等に伴い、次の規則について所要の規定の整備を行う。
  - ア 鳥取県予算規則
  - イ 鳥取県事務処理権限規則
  - ウ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則
  - エ 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
- (5) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
  - 県民を麻しんから守るための対策として、海外への渡航を予定している者、重症化の危険性が高い乳児等の同居者等を対象に、保健所で麻しん抗体価検査を受検しやすい環境を整え、予防接種の必要性の検討に資するため、当該検査に係る手数料を免除する。
- 2 規則の概要
  - (1) 海外渡航予定者等の麻しん抗体価検査に係る手数料を免除する。
  - (2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
  - 私立学校教職員共済法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県特別医療費助成条例において被保険者負担金の算定に係る規則で定める者について定めた規定中引用する私立学校教職員共済法施行規則の用語を改める。
  - (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
  - 国において、障害者福祉に係る事務の標準準拠システムが設けられ、各種申請等に係る書式について、当該システムにおいて出力される標準様式が用いられることとされたこと等を踏まえ、様式を削る等所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正
    - 障害者手帳申請書等の様式を削る等所要の規定の整備を行う。
  - (2) 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正

身体障害者居住地等変更届出書等の様式を削る等所要の規定の整備を行う。

- (3) 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正  
自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書等の様式を削る等所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部が改正され、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援施設並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定、指定の更新及び変更の届出について、国が定める様式により行うものとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正

ア 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援施設の指定、指定の更新及び変更の届出の様式を削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正

ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定、指定の更新及び変更の届出の様式を削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

クリーニング業法施行規則の一部が改正され、クリーニング師試験受験願書に受験者の住所等を記載することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) クリーニング師試験受験願書の様式について、記載する事項に受験者の住所等を加える等所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生条例の一部が改正され、全自動調理機により営業を行う場合の施設基準が設けられ、許可営業者に対して許可標識を交付することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 全自動調理機により営業を行う許可営業者に対して交付する許可標識の様式を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県産業未来共創条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上を図るため、県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要がある産業の重点分野を見直す。

## 2 規則の概要

(1) 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要がある産業の重点分野について、技術革新型産業分野及び未来挑戦型産業分野を削り、新たに次の成長軸創出分野及び基盤的産業分野、日本成長戦略本部が定める「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野並びに地域未来戦略本部が定める戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プランに関連する産業に該当する分野を加える。

### ア 成長軸創出分野

(ア) モビリティ産業

(イ) ヘルスケア産業

(ウ) 宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業並びに水素の活用に関する技術その他の新たな活用が見込まれる技術に関連する産業並びにこれらに関連する産業

(エ) コンテンツ等の創造、制作又は活用に関連する産業

(オ) グリーン転換フォーメーションに関連する産業

### イ 基盤的産業分野

(ア) フードテックの活用に関連する産業及び食料品製造業

(イ) サポートインダストリーに関連する産業

(ウ) データ及びデジタル技術の活用又はデータセンターの運営若しくは利用に関連する産業であって、地域の産業における戦略的なデジタル化の取組に資するもの

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

### 1 規則の改正理由

県営土地改良事業として基幹水利施設ストックマネジメント事業（河川占用工作物型）を実施することに伴い、当該事業によって利益を受ける者で当該事業に参加する資格を有するものから徴収する各年度の分担金の総額を定める等所要の改正を行う。

### 2 規則の概要

(1) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（河川占用工作物型）に係る各年度の分担金の総額は、次のとおりとする。

ア 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域において行うもの 工事費の100分の2に相当する額

イ ア以外の地域において行うもの 工事費の100分の5に相当する額

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 1 規則の改正理由

卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の認定要件として、業務規程において定める事項に開設者が指定飲食料品等に関する事項を公表することが加えられたことに伴い、所要の改正を行う。

### 2 規則の概要

(1) 指定管理者は、次の事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。

ア 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する

## 指定飲食料品等

イ アの指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

ウ 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

## ◇鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

漁業法の一部が改正され、年次漁獲割当量設定者（漁獲割当管理区分が知事管理区分である場合に限る。）等が、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、漁獲量等を規則で定めるところにより知事に報告しなければならないこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 特別管理特定水産資源の漁獲量等の報告に用いる報告書の様式を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

## ◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化等を図るため所要の改正を行う。
- (2) 一般競争入札により工事等の契約を締結しようとする場合の契約額について、労務費等の適切な価格転嫁の徹底を図るため、予定価格の制限価格に係る上限を廃止する。
- (3) 行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 過年度支出の返納等に係る納入期限について、納入通知書の発行の日の翌日から起算して20日以内（現行 10日以内）に改める。
- (2) 一般競争入札に係る予定価格の制限価格について、予定価格の3分の2を下回らない範囲において定める額（現行 予定価格の10分の8から3分の2の範囲において定める額）に改める。
- (3) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

# 規 則

地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第11号

地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(賠償責任を有する職員の指定) 第170条 法第243条の2の9第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第170条 法第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略

(鳥取県会計管理部組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計管理部組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課の所掌事務) 第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 会計指導課 (1)～(9) 略 (10) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の9に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。 (11)～(15) 略 統括審査課・工事検査課 略	(各課の所掌事務) 第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 会計指導課 (1)～(9) 略 (10) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の8に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。 (11)～(15) 略 統括審査課・工事検査課 略

(鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部改正)

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業財務規則(令和2年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(賠償責任を有する職員の指定) 第51条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第51条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第12号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～サ 略 シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～サ 略 シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、<u>健診室</u>、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。))、<u>内視鏡室</u>、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、<u>健診室</u>、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、<u>リハビリテーション室</u>、臨床工学室、栄養管理</p>

児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室、職員支援室及び外来化学療法室の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。

室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、内視鏡室、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室、職員支援室及び外来化学療法室の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第13号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当の種類) 第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>放射線取扱等業務手当</u> （3）～（9） 略	(特殊勤務手当の種類) 第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>放射線取扱手当</u> （3）～（9） 略

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第14号**

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 本庁</p> <p>    第1節 <u>部</u>、<u>局</u>、課等の設置(第5条・第6条)</p> <p>    第2節・第3節 略</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織(以下「<u>部</u>」という。)並びに<u>部</u>の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下<u>同じ</u>。)、課(課に相当するものを含む。以下<u>同じ</u>。)及び課内室(課内室に相当するものを含む。以下<u>同じ</u>。)をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>    第1節 <u>部</u>、<u>局</u>、課等の設置</p> <p>(<u>部</u>及び<u>局</u>の名称等)</p> <p>第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された<u>部</u>は、次のとおりである。</p> <p>    <u>人口戦略推進本部</u></p> <p>    令和の改新戦略本部</p> <p>    輝く鳥取創造本部</p> <p>    男女協働未来創造本部</p> <p>    総務部</p> <p>    危機管理部</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 本庁</p> <p>    第1節 <u>部局</u>、<u>部内局</u>、課等の設置(第5条・第6条)</p> <p>    第2節・第3節 略</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織(以下「<u>部局</u>」という。)並びに<u>部局</u>の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「<u>部内局</u>」<u>と</u>いう。)、課(課に相当するものを含む。以下<u>同じ</u>。)及び課内室(課内室に相当するものを含む。以下<u>同じ</u>。)をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>    第1節 <u>部局</u>、<u>部内局</u>、課等の設置</p> <p>(<u>部局</u>及び<u>部内局</u>の名称等)</p> <p>第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された<u>部局</u>は、次のとおりである。</p> <p>    <u>政策統轄総局</u></p> <p>    令和の改新戦略本部</p> <p>    輝く鳥取創造本部</p> <p>    男女協働未来創造本部</p> <p>    総務部</p> <p>    危機管理部</p>

地域社会振興部  
 福祉保健部  
 子ども家庭部  
 生活環境部  
 商工労働部  
 農林水産部  
 県土整備部

2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

略	
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局 観光交流局
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室	
人口戦略推進本部		人口戦略課	産業クラスター室	
令和の改新戦略本部	略	政策戦略局	政策企画課	
			総合統括課	ぼうさいこくたい等推進室
			広報課	
			協働参画課	
		略		
			関西本部	
		略		
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局	略	空港振興室	
		交通政策課		
略				
略				

地域社会振興部  
 福祉保健部  
 子ども家庭部  
 生活環境部  
 商工労働部  
 農林水産部  
 県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局 中山間振興統括局 観光交流局
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部局	部内局	課	課内室	
政策統轄総局		政策統轄課	移住定住・関係人口室	
		協働参画課		
令和の改新戦略本部	略	政策戦略局	令和の改新推進課	
			総合統括課	
			広報課	
		略		
			関西本部	大阪・関西万博課
		略		
		略		
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局	略	空港振興室	
		交通政策課		
	中山間振興統括局			
略				
略				

地域社会振興部	略		
	スポーツ振興局	スポーツ課	国民スポーツ大会・全国障がい者スポーツ大会準備室
		略	
略			
生活環境部	略		
	自然共生社会局	自然共生課	ネイチャーボジティブ推進室
		略	
略			
農林水産部	略		
	農業振興局	略	
		鳥獣対策課	クマ対策室
		略	
略			
県土整備部	略		
		技術企画課	県土強 <sup>じん</sup> 靱化戦略室
		略	

地域社会振興部	略		
	スポーツ振興局	スポーツ課	
		略	
略			
生活環境部	略		
	自然共生社会局	自然共生課	
		略	
略			
農林水産部	略		
	農業振興局	略	
		鳥獣対策課	
		略	
略			
県土整備部	略		
		技術企画課	
		略	

(政策統轄総局各課の所掌事務)

第6条の2 政策統轄総局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策統轄課

- (1) 政策統轄監の秘書に関すること。
- (2) 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (3) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (4) 人口減少対策に関すること。
- (5) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡大に関すること。
- (6) 県外大学との連携の促進に関すること（県内就職の強化のための連携に関することに限る。）。
- (7) 総局の連絡調整に関すること。
- (8) 総局の予算経理及び庶務に関すること（総

(人口戦略推進本部人口戦略課の所掌事務)

第6条の2 人口戦略推進本部人口戦略課の所掌事務

は、次のとおりとする。

- (1) 政策統轄監の秘書に関すること。
- (2) 人口減少対策に関すること。
- (3) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡大に関すること。
- (4) 県外大学との連携の促進に関すること（県内就職の強化のための連携に関することに限る。）。
- (5) 産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関すること。
- (6) 本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(令和の改新戦略本部各課の所掌事務)

第6条の3 令和の改新戦略本部各課の所掌事務

は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース 略  
政策戦略局政策企画課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
  - (2) 略
  - (3) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 略
- 政策戦略局総合統括課  
(1)～(4) 略

(5) 防災推進国民大会の総括に関すること。

政策戦略局広報課 略  
政策戦略局協働参画課

- (1) 県民並びに大学、研究機関及び非営利公益活動団体その他の団体との連携による地域づく

合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

- (9) その他総局内他課の所掌に属しないこと。  
協働参画課

- (1) 県民並びに大学、研究機関及び非営利公益活動団体その他の団体との連携による地域づくりの推進に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。

(令和の改新戦略本部各課の所掌事務)

第6条の3 令和の改新戦略本部各課の所掌事務

は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース 略  
政策戦略局令和の改新推進課

- (1) 令和の改新の推進に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

政策戦略局総合統括課

(1)～(4) 略

政策戦略局広報課 略

りの推進に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に関すること。

政策戦略局東京本部 略

政策戦略局関西本部

(1)～(8) 略

政策戦略局名古屋代表部～デジタル局デジタル  
基盤整備課 略

(男女協働未来創造本部各課の所掌事務)

第6条の5 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(11) 略

(12) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(13) 略

政策法務課～統計課 略

行政監察・法人指導課

(1)・(2) 略

(3) 公益法人及び公益信託に係る事務の総括に関すること。

(4)～(6) 略

教育学術課～行政体制整備局行財政改革推進課  
略

(地域社会振興部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課～美術館 略

人権尊重社会推進局人権・同和対策課

(1)～(4) 略

スポーツ振興局スポーツ課～文化財局とっとり  
弥生の王国推進課 略

政策戦略局東京本部 略

政策戦略局関西本部

(1)～(8) 略

(9) 2025年日本国際博覧会に関すること。

政策戦略局名古屋代表部～デジタル局デジタル  
基盤整備課 略

(中山間振興統括局の所掌事務)

第6条の5 中山間振興統括局は、中山間振興施策の連携推進に関する事務を所掌する。

(男女協働未来創造本部各課の所掌事務)

第6条の6 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(11) 略

(12) 総務部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(13) 略

政策法務課～統計課 略

行政監察・法人指導課

(1)・(2) 略

(3) 公益法人に係る事務の総括に関すること。

(4)～(6) 略

教育学術課～行政体制整備局行財政改革推進課  
略

(地域社会振興部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課～美術館 略

人権尊重社会推進局人権・同和対策課

(1)～(4) 略

(5) その他局内他課の所掌に属しないこと。

スポーツ振興局スポーツ課～文化財局とっとり  
弥生の王国推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(16) 略

(17) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(18) 略

ささえあい福祉局孤独・孤立対策課～健康医療局医療・保険課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産政策課～農業振興局農地・水保全課 略

畜産振興局畜産振興課

(1)～(8) 略

(9) その他局内他課の所掌に属しないこと。

畜産振興局家畜防疫課 略

森林・林業振興局林政企画課

(1)～(9) 略

(10) その他局内他課の所掌に属しないこと。

森林・林業振興局県産材・林産振興課・森林・林業振興局森林づくり推進課 略

水産振興局水産振興課

(1)～(9) 略

(10) その他局内他課の所掌に属しないこと。

水産振興局漁業調整課 略

(課内室の所掌事務)

第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する部の長（第19条において「主管部長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 部、局、課及び課内室に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部、局、課及び課内室の事

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(16) 略

(17) 福祉保健部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(18) 略

ささえあい福祉局孤独・孤立対策課～健康医療局医療・保険課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産政策課～農業振興局農地・水保全課 略

畜産振興局畜産振興課

(1)～(8) 略

(9) その他他課の所掌に属しない畜産に関すること。

畜産振興局家畜防疫課 略

森林・林業振興局林政企画課

(1)～(9) 略

(10) その他他課の所掌に属しない森林及び林業に関すること。

森林・林業振興局県産材・林産振興課・森林・林業振興局森林づくり推進課 略

水産振興局水産振興課

(1)～(9) 略

(10) その他他課の所掌に属しない水産に関すること。

水産振興局漁業調整課 略

(課内室の所掌事務)

第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局の長（第19条において「主管部局長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 部局、部内局、課及び課内室に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課及

<p>務をつかさどる。</p> <p>2 <u>部長</u>は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、<u>部</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>部長</u>は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たる。</p> <p>4 略</p> <p>5 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</p> <p>(1) <u>部長</u> 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>局長</u> 副局長（副局長に相当するものを含む。）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>部</u>の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、<u>部</u>に理事監、参事監又は参事を置くことができる。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>	<p>び課内室の事務をつかさどる。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たる。</p> <p>4 略</p> <p>5 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</p> <p>(1) <u>部局長</u> 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>部内局長</u> 副局長（副局長に相当するものを含む。）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>部局</u>の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、<u>部局</u>に理事監、参事監又は参事を置くことができる。</p> <p>8 <u>若者Uターン・定住戦略本部事務局長を政策統轄総局に置き、とっとり若者Uターン・定住戦略の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>9 <u>令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長を令和の改新戦略本部に置き、令和5年台風第7号による災害からの復旧及び復興に係る対策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 <u>大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長を令和の改新戦略本部に置き、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議の庶務をつかさどる。</u></p> <p>12 <u>大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長を令和の改新戦略本部に置き、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長を補佐させるとともに、2025年日本国際博覧会での展示及び魅力発信の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p>
---	--

- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 略

(内部組織の所掌事務)

第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(保健所各課の所掌事務)

第22条の3 中部総合事務所倉吉保健所及び西部総合事務所米子保健所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

倉吉保健所健康支援総務課

(1)～(16) 略

(17) 保健所内の庶務に関すること。

(18) その他保健所内他課の所掌に属しないこと。

倉吉保健所医薬・感染症対策課

(1)～(8) 略

(9) その他保健所内他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

倉吉保健所生活安全課 略

米子保健所健康支援総務課

(1)～(16) 略

(17) 保健所内の庶務に関すること。

(18) その他保健所内他課の所掌に属しないこと。

米子保健所医薬・感染症対策課

(1)～(8) 略

(9) その他保健所内他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

米子保健所生活安全課 略

- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 略
- 27 略
- 28 略
- 29 略
- 30 略

(内部組織の所掌事務)

第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部局長及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(保健所各課の所掌事務)

第22条の3 中部総合事務所倉吉保健所及び西部総合事務所米子保健所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

倉吉保健所健康支援総務課

(1)～(16) 略

(17) 倉吉保健所内の庶務に関すること。

(18) その他他課の所掌に属しない保健行政に関すること。

倉吉保健所医薬・感染症対策課

(1)～(8) 略

(9) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

倉吉保健所生活安全課 略

米子保健所健康支援総務課

(1)～(16) 略

(17) 米子保健所内の庶務に関すること。

(18) その他他課の所掌に属しない保健行政に関すること。

米子保健所医薬・感染症対策課

(1)～(8) 略

(9) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

米子保健所生活安全課 略

(環境建築局各課の所掌事務)

第22条の4 環境建築局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境建築局環境・循環推進課

(1)～(13) 略

(14) 局内の庶務に関すること。

(15) その他局内他課の所掌に属しないこと。

環境建築局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

(1)～(18) 略

(19) 局内の庶務に関すること。

(20) その他局内他課の所掌に属しないこと。

農林局農商工連携チーム～農林局林業振興課  
略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に掲げる事務（第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、日野郡の区域に係るものを含む。）

(1)～(36) 略

(37) 局内の庶務に関すること。

(38) その他局内他課の所掌に属しないこと。

農林局農商工連携チーム～農林局地域整備課  
略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)・(2) 略

(3) 局内の庶務に関すること。

(4) その他局内他課の所掌に属しないこと。

(環境建築局各課の所掌事務)

第22条の4 環境建築局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境建築局環境・循環推進課

(1)～(13) 略

(14) 環境建築局内の庶務に関すること。

(15) その他局内他課の所掌に属しない生活環境行政に関すること。

環境建築局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

(1)～(18) 略

(19) 農林局内の庶務に関すること。

(20) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。

農林局農商工連携チーム～農林局林業振興課  
略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に掲げる事務（第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、日野郡の区域に係るものを含む。）

(1)～(36) 略

(37) 農林局内の庶務に関すること。

(38) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。

農林局農商工連携チーム～農林局地域整備課  
略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)・(2) 略

(3) 県土整備局内の庶務に関すること。

(4) その他局内他課の所掌に属しない県土整備

<p>県土整備局維持管理課～県土整備局河川砂防課 略</p> <p>(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>日野振興センター日野県土整備局建設総務課 日野郡の区域における次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>局内</u>の庶務に関すること。</p> <p>(4) その他局内他課の所掌に属しないこと。</p> <p>日野振興センター日野県土整備局維持管理課～ 日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>収税課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>事務所内</u>の庶務に関すること。</p> <p>(14) その他<u>事務所内</u>他課の所掌に属しないこと。</p> <p>課税課・支所 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>東部振興課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その他<u>事務所内</u>他課の所掌に属しないこと。</p> <p>八頭振興課・中山間地域振興チーム 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農業振興課 鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事</p>	<p>行政に関すること。</p> <p>県土整備局維持管理課～県土整備局河川砂防課 略</p> <p>(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>日野振興センター日野県土整備局建設総務課 日野郡の区域における次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>日野振興センター日野県土整備局内</u>の庶務に関すること。</p> <p>(4) その他局内他課の所掌に属しない<u>県土整備行政</u>に関すること。</p> <p>日野振興センター日野県土整備局維持管理課～ 日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>収税課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>県税事務所内</u>の庶務に関すること。</p> <p>(14) その他他課の所掌に属しない<u>県税行政</u>に関すること。</p> <p>課税課・支所 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>東部振興課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その他<u>所内</u>他課の所掌に属しないこと。</p> <p>八頭振興課・中山間地域振興チーム 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農業振興課 鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事</p>
---	---

<p>務（第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含む。）</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 鳥獣の管理及び狩猟の適正化に関すること。</u></p> <p><u>(16) 事務所内の庶務に関すること</u>（八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p><u>(17) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>農商工連携チーム～地域整備課 略</p> <p>八頭事務所農林業振興課</p> <p>八頭郡の区域における次に掲げる事務（第12号から第35号までに掲げる事務にあつては、鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。）</p> <p>(1)～(36) 略</p> <p>(37) その他八頭事務所内他課の所掌に属しないこと。</p> <p>八頭事務所八頭農業改良普及所 略</p> <p>（内部組織及び所掌事務）</p> <p>第140条 略</p> <p>2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建設総務課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。</p> <p>維持管理課～河川砂防課 略</p>	<p>務（第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含む。）</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 東部農林事務所内の庶務に関すること</u>（八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p><u>(16) その他事務所内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。</u></p> <p>農商工連携チーム～地域整備課 略</p> <p>八頭事務所農林業振興課</p> <p>八頭郡の区域における次に掲げる事務（第12号から第35号までに掲げる事務にあつては、鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。）</p> <p>(1)～(36) 略</p> <p>(37) その他八頭事務所内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。</p> <p>八頭事務所八頭農業改良普及所 略</p> <p>（内部組織及び所掌事務）</p> <p>第140条 略</p> <p>2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建設総務課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他事務所内他課の所掌に属しない<u>県土整備行政に関すること。</u></p> <p>維持管理課～河川砂防課 略</p>
--	---

（現業職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <p>級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">現業職長又は介助主任の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	略		3級	現業職長又は介助主任の職務	<p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <p>級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">現業職長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	略		3級	現業職長の職務
職務の級	職務												
略													
3級	現業職長又は介助主任の職務												
職務の級	職務												
略													
3級	現業職長の職務												

（職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第3条 職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

部長、本部長、所長、理事監、会計管理者、次長、局長、事務局長、参事監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、SNSリスク対策統轄監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、副館長、参事、副本部長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、職業訓練指導主幹、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、

別表（第2条関係）

部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、総局長、次長、局長、事務局長、参事監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、SNSリスク対策統轄監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、副館長、参事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任

<p>准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板員、現業職長、<u>介助主任</u>、現業技術員、現業主事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	---

(鳥取県予算規則の一部改正)

第4条 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主務部長 知事部局の部長 (<u>人口戦略推進本部長</u>、令和の改新戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長及び会計管理者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。 (2)～(4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主務部長 知事部局の部長 (<u>政策統轄総局長</u>、令和の改新戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長及び会計管理者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。 (2)～(4) 略</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第5条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室の長（組織規則第16条第5項の規定により置かれる副局長であつて組織規則第6条の表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局に置かれるものを含む。）をいう。

(14)・(15) 略

(16) 部長 組織条例第17条第1項に規定する部長をいう。

(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる局の長をいう。

(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長（同表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局の長を含む。）をいう。

(19)～(23) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部間の調整を必要とする重要事項は、政策統轄監の専決事項とする。

3～6 略

別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

種類	事項 内容	事務処理権限の区分							
		知事	専決権者			委任決裁権者			
			部長	課長	会計担当職員	副知事	部長	局長	課長
四指	略								
導 監	5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同法第4条の規定による公益認定 (二) 同法第8条の規定による公益認定に係る許	○		○					

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室の長（組織規則第16条第5項の規定により置かれる副局長であつて組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるものを含む。）をいう。

(14)・(15) 略

(16) 部長 組織条例第17条第1項に規定する部局長をいう。

(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長をいう。

(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長（同表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局の長を含む。）をいう。

(19)～(23) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項は、政策統轄監の専決事項とする。

3～6 略

別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

種類	事項 内容	事務処理権限の区分							
		知事	専決権者			委任決裁権者			
			部長	課長	会計担当職員	副知事	部長	局長	課長
四指	略								
導 監	5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同法第4条の規定による公益認定 (二) 同法第8条の規定による公益認定に係る許	○		○					



<p>同条第19項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第20項の規定により置かれる原子力安全監督官、同条第22項の規定により置かれるSNSリスク対策統轄監並びに同条第26項の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>モニタリング専門官、同条第23項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第24項の規定により置かれる原子力安全監督官、同条第26項の規定により置かれるSNSリスク対策統轄監並びに同条第30項の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>
---	---

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第7条 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(中期計画の認可等)</p> <p>第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部<u>の</u>うち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(中期計画の認可等)</p> <p>第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部<u>局</u>のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第15号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合においては、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合においては、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
HTLV-1 (ヒトT細胞 白血病ウイル ス1型)抗体 検査	HTLV-1 (ヒトT細胞 病ウイルス1型)抗体検査を受 ける者	HTLV-1 (ヒトT細胞 白血病ウイル ス1型)抗体 検査	HTLV-1 (ヒトT細胞 病ウイルス1型)抗体検査を受 ける者
麻しん抗体価 検査	麻しん抗体価検査を受ける者 (過去に麻しん抗体価検査を受 けたことがある者その他知事が 別に定める者を除く。)		
略		略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第4条第3項の規則で定める者） 第1条の2 条例第4条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 （1）～（5） 略 （6） 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第1項に規定する <u>限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者</u> （7） 略	（条例第4条第3項の規則で定める者） 第1条の2 条例第4条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 （1）～（5） 略 （6） 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第1項に規定する <u>認定を受けた者</u> （7） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第17号**

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等) 第18条</p> <p><u>法第45条第1項の申請を行う者は、申請書を提出するときは、併せて個人番号が記載された書類であって市町村長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 省令第23条第2項第1号の診断書は、知事が別に定めるところにより作成するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の申請書には、知事が別に定めるところにより、総合事務所長が省令第23条第2項第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面(以下「同意書」という。)を添付させることができるものとする。</u></p>	<p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等) 第18条 <u>法第45条第1項の申請は、様式第24号による申請書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であって市町村長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 省令第23条第2項第1号の診断書は、様式第24号の2によるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の申請書には、総合事務所長が省令第23条第2項第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面(以下「同意書」という。)を添付させることができるものとする。</u></p> <p><u>5 同意書は、様式第24号の3によるものとする。</u></p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の却下通知) 第19条 <u>総合事務所長は、法第45条第3項の規定による通知をしようとするときは、様式第25号による通知書により行うものとする。</u></p>
<p>(精神障害者保健福祉手帳の更新) 第19条</p> <p><u>省令第28条第1項の申請に係る申請書には、知事が別に定めるところにより同意書を添付させることができるものとする。</u></p>	<p>(精神障害者保健福祉手帳の更新) 第20条 <u>省令第28条第1項の申請は、様式第24号による申請書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、同意書を添付させることができるものとする。</u></p> <p>(精神障害者保健福祉手帳交付台帳) 第21条 <u>政令第7条第1項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳は、様式第26号によるものとする。</u></p>

<p>(精神障害者保健福祉手帳の返還)</p> <p><u>第20条</u> 法第45条の2第1項又は政令第10条第2項若しくは第10条の2第1項の規定により精神障害者保健福祉手帳を返還する者は、<u>知事が別に定めるところにより、精神障害者保健福祉手帳を添えてその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(書類の経由)</p> <p><u>第21条</u> 略</p>	<p>(変更の届出等)</p> <p><u>第22条</u> 政令第7条第2項若しくは第4項の届出又は第10条第1項の申請は、<u>様式第27号による届出書・申請書により行わなければならない。</u></p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の返還)</p> <p><u>第23条</u> 法第45条の2第1項又は政令第10条第2項若しくは第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、<u>様式第28号による届出書に精神障害者保健福祉手帳を添えて行わなければならない。</u></p> <p>(書類の経由)</p> <p><u>第24条</u> 略</p>
---	--

第2条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第24号から様式第28号までを削る。

(鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定医の診断書等)</p> <p>第5条 省令第2条第2項第1号に規定する指定医の診断書及び同項第2号に規定する意見書は、<u>知事が別に定めるところにより作成するものとする。</u></p>	<p>(指定医の診断書等)</p> <p>第5条 省令第2条第1項第1号に規定する指定医の診断書及び同項第2号に規定する意見書は、<u>身体障害者診断書・意見書(様式第3号)によるものとする。</u></p> <p>(身体障害者の居住地等の変更届)</p> <p><u>第6条</u> 政令第9条第2項又は第4項の規定による届出は、<u>身体障害者居住地等変更届出書(様式第4号)を提出してしなければならない。</u></p> <p>(身体障害者手帳の再交付の申請)</p> <p><u>第7条</u> 政令第10条第1項の規定による申請は、<u>身体障害者手帳再交付申請書(様式第5号)を提出してしなければならない。</u></p> <p>(身体障害者手帳の返還)</p> <p><u>第8条</u> 法第16条第1項又は省令第7条第2項若しくは第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、<u>身体障害者手帳返還書(様式第6号)を提出してなければならない。</u></p>

第6条から第8条まで 削除

第4条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第6号までを次のように改める。

様式第2号から様式第6号まで 削除

(鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第5条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年鳥取県規則22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自立支援医療費の支給認定の申請等) 第5条</p> <p><u>法第53条第1項又は第56条第1項の規定による申請を行う者は、個人番号が記載された書類であって知事が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請には、知事が別に定めるところにより診断書を添付するものとする。</u></p>	<p>(自立支援医療費の支給認定の申請等) 第5条 <u>法第53条第1項又は第56条第1項の規定による申請は、様式第5号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であって知事が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の申請書には、様式第7号による診断書を添付するものとする。</u></p> <p>(自立支援医療受給者証の交付) <u>第6条 法第54条第3項の規定による自立支援医療受給者証は、様式第8号によるものとする。</u></p> <p><u>第7条 削除</u></p> <p>(自立支援医療受給者証の記載事項の変更の届出) <u>第8条 政令第32条第1項の規定による届出は、様式第9号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(自立支援医療受給者証の再交付の申請) <u>第9条 政令第33条第1項の規定による申請は、様式第10号による申請書を提出してしなければならない。</u></p>
<p><u>第6条から第9条まで 削除</u></p>	

第6条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第10号までを次のように改める。

様式第5号から様式第10号まで 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第18号**

鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設(第14条の2・第15条)</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p><u>(再開等の届出)</u></p> <p><u>第14条の2</u></p> <p>省令第18条の35第3項又は第4項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(様式第23号)を提出してしなければならない。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>(書類の提出先)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設(第14条の2・第15条)</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p><u>(指定等の申請)</u></p> <p><u>第14条の2</u> 省令第18条の27第1項及び第2項、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の29の2第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、障害児通所支援事業者・障害児入所施設指定(更新)申請書(様式第21号)によるものとする。</p> <p><u>2</u> 省令第18条の34の4及び第25条の21の3の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定変更申請書(様式第21号の2)によるものとする。</p> <p><u>(変更の届出等)</u></p> <p><u>第14条の3</u> 省令第18条の35第1項又は第25条の22第1項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更届出書(様式第22号)を提出してしなければならない。</p> <p><u>2</u> 省令第18条の35第3項又は第4項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(様式第23号)を提出してしなければならない。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(書類の提出先)</p>

<p>第30条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、<u>省令第18条の27第1項及び第2項、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の29の2第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項、第18条の34の4、第18条の35第1項、第25条の21第1項及び第2項、第25条の21の3並びに第25条の22第1項並びに第2条、第3条、第5条から第9条まで、第14条の2、第15条の11から第15条の13まで、第19条から第24条まで及び第26条から第29条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第30条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、第3条、第5条から第9条まで、第14条の2、<u>第14条の3</u>、第15条の11から第15条の13まで、第19条から第24条まで及び第26条から第29条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第21号から様式第22号までを次のように改める。

様式第21号及び様式第22号 削除

(鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る<u>掲</u> <u>示</u>)</p> <p>第2条</p> <p>法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は法第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る<u>再開等</u>の届</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る<u>申請</u> <u>等</u>)</p> <p>第2条 法第36条第1項若しくは第38条第1項(これらの規定を法第41条第4項において準用する場合を含む。)又は第51条の19第1項(法第51条の21第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p><u>2</u> 法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は法第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の<u>変更</u>に係る申請)</p> <p>第2条の2 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定の<u>変更</u>の申請は、様式第1号の2による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る<u>変更等</u>の届</p>

<p>出)</p> <p>第3条 法第46条第1項若しくは第2項又は第51条の25第1項若しくは第2項の規定による<u>事業の再開、廃止又は休止に係る届出は、様式第3号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>出)</p> <p>第3条 法第46条第1項若しくは第2項又は第51条の25第1項若しくは第2項の規定による届出は、<u>次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定を受けた事項に係る変更の届出 変更届出書(様式第2号)</u></p> <p>(2) <u>指定を受けた事業の廃止、休止又は再開に係る届出 廃止・休止・再開届出書(様式第3号)</u></p> <p><u>2</u> 法第46条第3項の規定による届出は、<u>様式第3号の2による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p>
---	---

第4条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号までを次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第3号の2を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第19号**

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和62年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(クリーニング師免許証の再交付の申請手続)</p> <p>第7条 省令第6条第1項に<u>規定する申請書は、様式第6号によるものとする。</u></p> <p>(クリーニング師免許証の訂正の申請手続)</p> <p>第9条 省令第8条第2項に<u>規定する申請書は、様式第8号によるものとする。</u></p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験受験願書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、<u>次のとおり</u>出願します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>性 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 人 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニン</p>	住 所	郵便番号	氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	性 別		個 人 番 号		<p>(クリーニング師免許証の再交付の申請手続)</p> <p>第7条 省令第6条第1項の<u>規定による申請は、様式第6号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(クリーニング師免許証の訂正の申請手続)</p> <p>第9条 省令第8条の<u>規定による申請は、様式第8号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験受験願書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニン</p>
住 所	郵便番号										
氏 名											
生 年 月 日	年 月 日生										
性 別											
個 人 番 号											

グ業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請  
します。

年 月 日

フリガナ  
申請者 氏 名  
電話番号

略	
生 年 月 日	年 月 日生
性 別	
個 人 番 号	
略	

添付書類 略

様式第6号（第7条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書

職 氏名 様

クリーニング師免許証を破った（汚した・失った）

ため、その再交付を受けたいので、クリーニング業法  
施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請  
します。

年 月 日

申請者  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

住 所	郵便番号
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
性 別	
個 人 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
略	

添付書類 略

様式第8号（第9条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

職 氏名 様

本籍（氏名）を変更したため、クリーニング師免許  
証の訂正を受けたいので、クリーニング業法施行規則  
第8条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

グ業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請  
します。

年 月 日

フリガナ  
申請者 氏 名  
電話番号

略	
生 年 月 日	年 月 日生
略	

添付書類 略

様式第6号（第7条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書

職 氏名 様

クリーニング師免許証を破った（汚した・失った）

ため、その再交付を受けたいので、クリーニング業法  
施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請  
します。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
申請者  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

登 録 年 月 日	年 月 日
略	

添付書類 略

様式第8号（第9条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

職 氏名 様

本籍（氏名）を変更したため、クリーニング師免許  
証の訂正を受けたいので、クリーニング業法施行規則  
第8条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 フリガナ 氏 名 電話番号	郵便番号 住 所 申請者 フリガナ 氏 名 電話番号																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>性 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 人 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> 添付書類 略	住 所	郵便番号	生 年 月 日	年 月 日生	性 別		個 人 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>登 録 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> 添付書類 略			登 録 年 月 日	年 月 日	略	
住 所	郵便番号																		
生 年 月 日	年 月 日生																		
性 別																			
個 人 番 号																			
登 録 年 月 日	年 月 日																		
略																			
登 録 年 月 日	年 月 日																		
略																			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第20号**

鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則


鳥取県食品衛生条例施行規則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																									
<p>様式第7号（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。</p> <p>職 氏名 様 営業許可申請書・営業届（新規、継続）</p> <p>食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。</p> <p>※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。</p> <p>申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 <input type="checkbox"/>）</p>		<p>様式第7号（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。</p> <p>職 氏名 様 営業許可申請書・営業届（新規、継続）</p> <p>食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。</p> <p>※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。</p> <p>申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 <input type="checkbox"/>）</p>																									
<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>資格の食監・食管・調・ 種類 製・栄・管栄・船 船・と畜・食鳥</td> </tr> <tr> <td>営 食 品 ※合成樹脂が 業 衛 生 使用された 施 責 任 器具又は容 設 者 の 器包装を製 情 氏 名 造する営業 報 者を除く。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>自動販売機、全自動調 理機の型番</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>【裏面（色付き）：許可のみ】</p>		略	略	(ふりがな)	資格の食監・食管・調・ 種類 製・栄・管栄・船 船・と畜・食鳥	営 食 品 ※合成樹脂が 業 衛 生 使用された 施 責 任 器具又は容 設 者 の 器包装を製 情 氏 名 造する営業 報 者を除く。	略	略	略	自動販売機、全自動調 理機の型番	略	略	略	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>資格の食管・食監・調・ 種類 製・栄・船舶・と 畜・食鳥</td> </tr> <tr> <td>営 食 品 ※合成樹脂が 業 衛 生 使用された 施 責 任 器具又は容 設 者 の 器包装を製 情 氏 名 造する営業 報 者を除く。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>自動販売機の型番</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>【裏面（色付き）：許可のみ】</p>		略	略	(ふりがな)	資格の食管・食監・調・ 種類 製・栄・船舶・と 畜・食鳥	営 食 品 ※合成樹脂が 業 衛 生 使用された 施 責 任 器具又は容 設 者 の 器包装を製 情 氏 名 造する営業 報 者を除く。	略	略	略	自動販売機の型番	略	略	略
略	略																										
(ふりがな)	資格の食監・食管・調・ 種類 製・栄・管栄・船 船・と畜・食鳥																										
営 食 品 ※合成樹脂が 業 衛 生 使用された 施 責 任 器具又は容 設 者 の 器包装を製 情 氏 名 造する営業 報 者を除く。	略																										
略	略																										
自動販売機、全自動調 理機の型番	略																										
略	略																										
略	略																										
(ふりがな)	資格の食管・食監・調・ 種類 製・栄・船舶・と 畜・食鳥																										
営 食 品 ※合成樹脂が 業 衛 生 使用された 施 責 任 器具又は容 設 者 の 器包装を製 情 氏 名 造する営業 報 者を除く。	略																										
略	略																										
自動販売機の型番	略																										
略	略																										
<p>略</p> <p>業   飲食店のうち簡：<input type="checkbox"/>   飲食店のうち従業：<input type="checkbox"/></p>		<p>略</p> <p>業   飲食店のうち簡：<input type="checkbox"/>   生食用食肉の加工：<input type="checkbox"/></p>																									

種 に 応 じ た 情 報	易飲食店営業の 施設	者が常駐せず全自 動調理機により調 理された食品を販 売する営業
	ふぐの処理を行 う施設	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工 <input type="checkbox"/> 又は調理を行う施 設
略		

様式第9号（第12条の4関係）  
その1 略  
その2 自動販売機及び全自動調理機用

食品衛生法許可済 第 号	
営業者氏名	
営業所の名称等	
設置場所	
	許 可 期 限 年 月 日まで
	鳥取県
	機体番号

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

整理番号：  
※申請者、届出者による記  
載は不要です。

職 氏名 様  
営業許可申請書・営業届（変更）  
食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次の  
とおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の  
目的に沿って、原則オープンデータとして公開し  
ます。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに  
不都合がある場合は、次の欄にチェックしてくだ  
さい。（チェック欄 ）


※ 太枠項目については変更がある項目のみ記載し  
てください。

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲ん  
でください。

略

種 に 応 じ た 情 報	易飲食店営業の 施設	又は調理を行う施 設
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>
略		

様式第9号（第12条の4関係）  
その1 略  
その2 自動販売機用

食品衛生法許可済 第 号	
営業者氏名	
営業所の名称等	
設置場所	
	許 可 期 限 年 月 日まで
	鳥取県
	機体番号
	屋内許可
	要・不要

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

整理番号：  
※申請者、届出者による記  
載は不要です。

職 氏名 様  
営業許可申請書・営業届（変更）  
食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次の  
とおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の  
目的に沿って、原則オープンデータとして公開し  
ます。  
申請者または届出者の氏名等のオープンデータ  
に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてく  
ださい。（チェック欄 ）

※ 太枠項目については変更がある項目のみ記載し  
てください。

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲ん  
でください。

略

営業 施設 情報	略		略	
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・ 製・栄・管栄・船 舶・と畜・食鳥	食管・食監・調・ 製・栄・船舶・と 畜・食鳥
	食品 ※合成樹脂が 衛生 使用された 責任 器具又は容 設者 の 器包装を製 氏名 造する営業 報 者を除く。		略	
	略		略	
自動販売機、全自動調 理機の型番		略		
略		略		
略				
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡 易飲食店営業の 施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業 者が常駐せず全自 動調理機により調 理された食品を販 売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行 う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工 又は調理を行う施 設	<input type="checkbox"/>
	略		略	
略				
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡 易飲食店営業の 施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工 又は調理を行う施 設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	略		略	
略				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県産業未来共創条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第21号**

鳥取県産業未来共創条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(重点分野)</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号（産業未来共創事業のうち一般投資型にあっては、第1号から第3号までに限る。）に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(重点分野)</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号（産業未来共創事業のうち一般投資型にあっては、第1号及び第2号に限る。）に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 技術革新型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの</u></p> <p><u>ア 次世代自動車（大気汚染物質の排出及びエネルギーの消費効率に関する性能が優れた自動車をいう。）及びその附属品を製造する産業</u></p> <p><u>イ 電子デバイス製造業、電気機械器具製造業及び半導体を製造する産業並びにこれらに関連する産業</u></p> <p><u>ウ フードテック（生産から加工、流通、消費等へと繋がる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルをいう。）の活用に関連する産業</u></p> <p><u>エ 医療用機械器具製造業及び医薬品製造業並びにこれらに関連する産業並びにバイオテクノロジーの活用に関連する産業</u></p> <p><u>オ 先端的IoT等機器製造業（インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）その他の情報通信技術を活用した機器を製造する産業をいう。）及びソフトウェア業</u></p> <p><u>カ 航空機・同附属品製造業</u></p>
<p><u>(1) 成長軸創出分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの</u></p> <p><u>ア モビリティ産業（次世代自動車（大気汚染</u></p>	

物質の排出及びエネルギーの消費効率に関する性能が優れた自動車をいう。)、航空機その他の輸送用機械器具及びその附属品を製造する産業並びにこれに関連する産業をいう。)

イ ヘルスケア産業（医療用機械器具製造業、医療用品製造業及び医薬品製造業並びにバイオテクノロジーの活用に関連する産業並びにこれらに関連する産業をいう。)

ウ 宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業並びに水素の活用に関する技術その他の新たな活用が見込まれる技術に関連する産業並びにこれらに関連する産業

エ コンテンツ等（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツ及び知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産のうち、知事が別に定めるものをいう。）の創造、制作又は活用に関連する産業

オ グリーントランスフォーメーション（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造への円滑な移行をいう。）に関連する産業

(2) 基盤的産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア フードテック（生産から加工、流通、消費等へと繋がる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルをいう。）の活

(2) 未来挑戦型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア グリーントランスフォーメーション（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造への円滑な移行をいう。）に資する機器、製品等を製造する産業

イ 宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業

<p><u>用に関連する産業及び食料品製造業</u></p> <p><u>イ サポートインダストリー（ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術その他の製造業の発展を支える技術をいう。）に関連する産業</u></p> <p><u>ウ データ及びデジタル技術（人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第2条に規定する人工知能関連技術をいう。）を含む。）の活用又はデータセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室）の運営若しくは利用に関連する産業であって、地域の産業における戦略的なデジタル化の取組に資するもの</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、令和7年11月14日の閣議決定により設置された日本成長戦略本部が定める「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野のうち、知事が別に定めるもの</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、令和7年11月11日の閣議決定により設置された地域未来戦略本部が定める戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プランに関連する産業であって、知事が別に定めるもの</u></p> <p><u>(5) 地域密着型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの</u></p> <p><u>ア 前各号に掲げる産業の分野に係る事業（県内において行われるものに限る。）と密接に関連する物流業</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p><u>(3) 地域密着型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの</u></p> <p><u>ア 県内の地域資源を活用した食料品製造業</u></p> <p><u>イ 前2号に掲げる産業の分野に係る事業（県内において行われるものに限る。）と密接に関連する物流業</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）第4条第1項の認定を受けた産業未来共創事業については、なお従前の例による。

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第22号**

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
1 かんがい排水事業 (1)・(2) 略 <u>(3) 基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業（河川占 用工作物型）</u> ア 振興山村、過 疎地域又は特定 農山村地域にお いて行う事業 イ ア以外の事業	略  <u>工事費の100分の2に 相当する額</u>  <u>工事費の100分の5に 相当する額</u>	1 かんがい排水事業 (1)・(2) 略	略
<u>(4) 略</u>	略	<u>(3) 略</u>	略
<u>(5) 基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業（当該事 業により整備され る施設により利益 を受ける農用地の 面積が100ヘク タール以上（田以 外の農用地にあっ ては20ヘクタール 以上）であるもの に限り、(3)及び (4)に掲げるもの を除く。）</u>	略	<u>(4) 基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業（当該事 業により整備され る施設により利益 を受ける農用地の 面積が100ヘク タール以上（田以 外の農用地にあっ ては20ヘクタール 以上）であるもの に限り、(3)に掲 げるものを除 く。）</u>	略
<u>(6) 基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業（(3)か ら(5)までに掲げ るものを除く。）</u>	略	<u>(5) 基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業（(3)及 び(4)に掲げるも のを除く。）</u>	略

略	略
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において、「振興山村」とは山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をいう。</p> <p>3 この表において、「<u>過疎地域</u>」とは<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域をいい、同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において、「振興山村」とは山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をいい、「<u>過疎地域</u>」とは<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第23号**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第23条－<u>第42条</u>）</p> <p>第4章 市場施設の利用（<u>第43条－第46条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第47条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（卸売予定数量等の掲示）</p> <p>第39条 略</p> <p><u>（食品等持続的供給法に係る公表）</u></p> <p>第40条 指定管理者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>（1） 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等</p> <p>（2） 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</p> <p>（3） 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</p> <p>（差別的取扱いの禁止）</p> <p>第41条 略</p> <p>（水産物の品質管理）</p> <p>第42条 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第43条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第23条－<u>第41条</u>）</p> <p>第4章 市場施設の利用（<u>第42条－第45条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第46条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（卸売予定数量等の掲示）</p> <p>第39条 略</p> <p>（差別的取扱いの禁止）</p> <p>第40条 略</p> <p>（水産物の品質管理）</p> <p>第41条 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第42条 略</p>

(行為の制限等) <u>第44条</u> 略	(行為の制限等) <u>第43条</u> 略
(損傷又は滅失の届出) <u>第45条</u> 略	(損傷又は滅失の届出) <u>第44条</u> 略
(許可等の制限又は条件) <u>第46条</u> 略	(許可等の制限又は条件) <u>第45条</u> 略
<u>第47条</u> 略	<u>第46条</u> 略
別表 (第42条関係) 略	別表 (第41条関係) 略

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第24号**

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年鳥取県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代理人による報告)</p> <p>第3条 法第26条第1項及び第2項又は法第30条第1項及び第2項の規定による報告をしようとする者が、委任による代理人によって報告をする場合には、あらかじめ、様式第4号による委任状を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、主た</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代理人による報告)</p> <p>第3条 法第26条第1項又は法第30条第1項の規定による報告をしようとする者が、委任による代理人によって報告をする場合には、あらかじめ、様式第4号による委任状を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報 の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、主た</p>

<p style="text-align: center;">る事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">報告者 氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。</p> <p>また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、鳥取県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>様式第1号の2(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u></p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">報告者 氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。</p> <p>また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57</p>	<p style="text-align: center;">る事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">報告者 氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。</p> <p>また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、鳥取県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>くろまぐろの漁獲量について報告する場合は、「特定水産資源の名称」の欄には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」の2つに分けて記入すること。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
--	--

号) 第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。) 、鳥取県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。) へ提供することに同意します。

漁獲割当割合 設定通知書の 番号			
特別管理特定 水産資源の名称			
漁獲割当管理 区分の名称			
設定を受けた 年次漁獲割当 量	(単位: )		
特別管理特定 水産資源ごと の 陸揚げした日 ／ 漁 獲 量 (kg) ／ 個 体 の 数			
船舶等の名称			

備考

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合には、「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄に漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を記入すること。
- 4 くろまぐろの養殖用種苗にあつては、「陸揚げした日／漁獲量 (kg) ／個体の数」の欄に記入する「陸揚げした日」については、いけす(移送用の仮いけすを含む。) に入れた日を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

備考

1～3 略

様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

様式第2号（第2条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

備考

1～3 略

4 くろまぐろの漁獲量について報告する場合は、「特定水産資源の名称」の欄には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」の2つに分けて記入すること。

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

許可番号又は免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

備考

- 「許可番号又は免許番号」の欄には、漁業法第57条第1項の許可に基づき特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、承認番号を記載すること。なお、許可番号、免許番号及び承認番号のいずれもない場合には、省略すること。
- くろまぐろの養殖用種苗にあっては、「陸揚げした日」の欄には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

備考

1～3 略

様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告の事務について、下記1の者を代理人として定め、2に定める期間において、3に定める報告に係る事務を委任します。

また、下記3に掲げる報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記

1・2 略

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

備考

1～3 略

様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告の事務について、下記1の者を代理人として定め、2に定める期間において、3に定める報告に係る事務を委任します。

また、下記3に掲げる報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記

1・2 略

<p>3 委任事項（☑を入れる。）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項及び第2項の規定による漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告</p> <p><input type="checkbox"/> 法第30条第1項及び第2項の規定による漁獲割当管理区分以外の管理区分に係る漁獲量等又は漁獲努力量等の報告</p>	<p>3 委任事項（☑を入れる。）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項の規定による漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告</p> <p><input type="checkbox"/> 法第30条第1項の規定による漁獲割当管理区分以外の管理区分に係る漁獲量等又は漁獲努力量等の報告</p>
--	--

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第25号**

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部、会計管理部、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(文書による納入の通知)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 納入通知書、磁気テープ等又は納入通知書記録に指定する納入期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、発行の日の翌日から起算して20日以内において適宜の納入期限を定めるものとする。</p> <p>(徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条 知事又は出納機関の長は、法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。この場合において、<u>委託した知事又は出納機関の長は、会計管理者にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局、会計管理部、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(文書による納入の通知)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 納入通知書、磁気テープ等又は納入通知書記録に指定する納入期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、発行の日の翌日から起算して20日以内において適宜の納入期限を定めるものとする。<u>ただし、過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納入期限は、発行の日の翌日から起算して10日以内において適宜の納入期限を定めるものとする。</u></p> <p>(徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条 知事又は出納機関の長は、法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。この場合において、<u>知事が委託したときは会計管理者に、出納機関の長が委託したときは、知事及び会計管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2～4 略</p>

(資金前渡の限度額)

第71条 次の各号に掲げる資金の前渡の限度額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時の費用に充てるための資金 3月分の予定額を超過してはならない。ただし、会計管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 略

(返納金の戻入)

第89条 略

2・3 略

4 返納通知書において指定する返納期限については、発行の日の翌日から起算して20日以内において適宜の返納期限を定めるものとする。

5 略

(予定価格の制限価格)

第129条 令第167条の10第2項の規定による最低制限価格は、その予定価格の3分の2を下回らない範囲において、その都度契約権者が定めるものとする。

別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県立倉吉総合看護専門学校	<u>総務課長</u>
略	

別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
<u>人口戦略推進本部人口戦略課</u>	略
略	
総務部総合事務センター庶務集中課	1～5 略 6 <u>職員の社会保険料及び所得税に係る還付金の収納に関する事務</u> 7 <u>職員の給与に係る供託金の返還に係る収納に関する事務</u>
略	
生活環境部くらしの安	<u>1</u> 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第181号に規定する手数料

(資金前渡の限度額)

第71条 次の各号に掲げる資金の前渡の限度額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時の費用に充てるための資金 3月分の予定額を超過してはならない。
- (2) 略

(返納金の戻入)

第89条 略

2・3 略

4 返納通知書において指定する返納期限については、発行の日の翌日から起算して10日以内において適宜の返納期限を定めるものとする。

5 略

(予定価格の制限価格)

第129条 令第167条の10第2項の規定による最低制限価格は、その予定価格の10分の8から3分の2の範囲において、その都度契約権者が定めるものとする。

別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県立倉吉総合看護専門学校	<u>次長</u>
略	

別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
<u>政策統轄総局政策統轄課</u>	略
略	
総務部総合事務センター庶務集中課	1～5 略
略	
生活環境部くらしの安	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第181号に規定する手数料

心局くらしの安心推進課	料の収納に関する事務 2 <u>鳥取県西部犬猫センターに設置された太陽光発電設備による余剰電力の売却収入の収納に関する事務</u>	心局くらしの安心推進課	料の収納に関する事務
略		略	
2 分任出納員に委任させる事務		2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務	区分	委任事務
略		略	
令和の改新戦略本部政策戦略局関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の窓口での収納に関する事務	令和の改新戦略本部政策戦略局関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の窓口での収納に関する事務
令和の改新戦略本部税務課	履行期限を経過した債権の収納に関する事務		
略		略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。